

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成24年12月10日

岐阜商工信用組合

平成21年12月4日に施行されました、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（「中小企業金融円滑化法」）が、平成25年3月末を以って期限を迎えることに伴いまして、岐阜商工信用組合では、同法終了後のお客さまからの貸付条件の変更等の申込みに対する方針を以下の通り定めております。

1. お客様個々の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に取り組んでまいります。
2. 自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
3. お客さまの真の意味での経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会などの外部機関を積極的に活用してまいります。

\*

事業性資金をお借入されている中小企業者のお客様で業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合、また、住宅資金をお借入されているお客さまで勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等へ、ご相談・お問い合わせください。

以 上

本店、各営業店のご返済等に関するご相談受付窓口

受付時間 平日9:00～17:00

（土、日、祝日、年始・年末を除く）